

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業を通して「夢や感動を与える企業」でありたいと願い続けております。

また、企業力の強化と経営判断の迅速化を図ると同時に継続的な成長・発展を目指すため、また企業の社会性やステークスホルダーへの責務の観点から、企業としての利益確保に向けた経営を進めていくことはもちろんのこと、社会的責任を自覚の上、法令の遵守や倫理に則った企業活動を実践し、地域発展への貢献にも努め、すべてのステークスホルダーから信頼される企業を目指してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西部瓦斯株式会社	1,500,000	14.49
西部ガス興商株式会社	501,200	4.84
株式会社肥後銀行	500,000	4.83
株式会社三井住友銀行	487,600	4.71
日本コークス工業株式会社	471,500	4.55
西日本メンテナンス株式会社	330,200	3.19
株式会社西日本シティ銀行	260,000	2.51
大牟田瓦斯株式会社	256,000	2.47
サノヤス・ライド株式会社	250,000	2.41
九州ガス圧送株式会社	250,000	2.41

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、福岡 既存市場
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
有村文章	他の会社の出身者								○			
上野豊徳	他の会社の出身者						○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有村文章		当社のその他の関係会社である西部瓦斯株式会社取締役常務執行役員(現任)	選任理由は、当社と西部瓦斯株式会社との今後に向けて相互の協力を図るとともに、経営の客観性や中立性を図るためにあります。なお、西部瓦斯株式会社は大株主企業でありますが、同取締役は主に企業経営者として、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、独立的な立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断しています。
上野豊徳		当社の主要取引銀行である株式会社肥後銀行取締役専務執行役員(代表取締役)(現任)	選任理由としましては、金融に対する専門的な知識を当社の経営に活かしていくため、また、経営の客観性や中立性を図るためにあります。なお、株式会社肥後銀行は大株主企業であり、貸付取引がありますが、同取締役は主に金融機関経営者として、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、独立的な立場か

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることとしています。
また、監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めるとしています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中尾哲郎	弁護士												○	
水本忠敬	税理士												○	
藤田直己	公認会計士												△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中尾哲郎	○	当社連結子会社が、同氏が所長である中尾総合法律事務所と顧問契約を締結していますが、その契約による報酬は少額であります。	選任理由としまして、同監査役は、弁護士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査がのぞめるためであります。 なお、同氏が所長である中尾総合法律事務所は当子会社と顧問契約を締結しています

			が、その契約による報酬は多額ではありませんので、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。
水本忠敬	○	当社が、同氏が所長である水本税理士事務所と顧問契約を締結していますが、その契約による報酬は少額であります。	選任理由としまして、同監査役は、税理士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査がのぞめるためであります。 なお、同氏が所長である水本税理士事務所は当社と顧問契約を締結していますが、その契約による報酬は多額ではありませんので、一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。
藤田直己		同氏は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に勤務経験がありますが、平成24年6月に退職済みであります。	選任理由としまして、同監査役は、公認会計士としての専門性を有し、公正・中立な立場からの監査がのぞめるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

有価証券報告書にて開示した、当事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役(うち社外取締役) 支給人員 7名(1名) 支給額 58,584千円(1,200千円)
監査役(うち社外監査役) 支給人員 4名(3名) 支給額 10,800千円(3,600千円)
計 支給人員 11名(4) 支給額 69,384千円(4,800千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役とも専任の補佐担当者は置いておりませんが、社外取締役については、その要請に応じ総務部員が対応し、社外監査役については監査役会を通じ、内部監査室員が対応することといたします。

また、情報伝達体制として、必要に応じ総務部より伝達することとしております。なお、取締役会資料については事前配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・現状の体制の概要と現状の体制を採用している理由

当社の主な機関は、原則毎月開催する「取締役会」、グループ子会社社長及び当社担当部長を招集し毎月開催する「合同経営会議」であり、職務の執行にあたっては「組織規則・業務分掌規則・職務権限規則」において、それぞれの責任・執行手続きを詳細に定め、効率的に職務の執行が行われる体制を確保しています。内部監査室は、業務活動の妥当性・検閲分析を計画的に行っております。

また、監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、常勤監査役は合同経営会議など重要な会議に出席しており、経営に対する監督機能を有する体制を確保しています。以上の概要及び理由により、現状の体制を採用しております。

・監査役の機能強化に向けた取組状況

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】で記載のとおりであります。

・会計監査人の状況

会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を結び会計監査を受けています。

会計監査の状況は以下の通りです。

(1) 業務を執行する公認会計士の氏名等

指定有限責任社員業務執行社員 佐藤宏文

指定有限責任社員業務執行社員 金子一昭

※両名とも、継続監査年数は7年以下であります。

(2) 所属する監査法人名

新日本有限責任監査法人

(3) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名 その他 6名

・責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに社外監査役は、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の「現状の体制の概要と現状の体制を採用している理由」に記載のとおりであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会当日を、遊園地ご家族無料入園及びチャレンジパス(各遊具に1回ずつ利用いただけるチケット)1名分を進呈する株主感謝デーとし、個人株主様の出席を促しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。また、公告方法を電子公告にしております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	〈女性の活躍の取り組みについて〉 当社は女性役員の選任には至っておりませんが、平成21年8月から女性の視点によるサービスや企画アイデアを発案し、事業の活性化を図るために、「女子プロジェクトチーム」を組織しています。女子プロジェクトチームは毎月の定例会議で企画アイデアを協議し、その内容を「合同経営会議」において報告・提案することで、顧客サービスに反映させるよう取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適法性・効率性の確保並びに危機の管理体制を構築するため、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定めます。

なお、今後とも社会情勢等環境の変化に応じ、その改善・充実を図り、一層適切な内部統制システムの構築に努めます。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育を行います。
- (2) 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務の執行についてその適法性に関する監督機能を確保します。
- (3) 定期的な内部監査により法令及び定款への適合性を確認します。

(4) 弁護士及び税理士とそれぞれ顧問契約を締結し、必要に応じ適法性を確認します。

(5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たず、毅然たる態度で臨むものとします。

また、対応窓口を総務部とし、顧問弁護士、警察当局及び外部専門機関と連携強化を図り、関連情報の収集や速やかに対応できる体制を構築します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定にかかる記録や、各取締役が職務権限規則に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び社内規定に基づき適正に保存および管理します。

(2) 取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、本社において速やかに閲覧が可能となる場所に保管します。

3. 損失の危機に関する規程その他の体制

(1) 各部所の長は、コンプライアンス、労働環境、災害、サービス応対、事故及び情報セキュリティ等内在するリスクを把握、分析し、危機の管理を監督します。

(2) 業務管理規則における、遊園地・ゴルフ場の安全確保・災害防止規則、ゴルフ場の農薬安全使用規則、飲食業務の衛生管理に関する規則に則り、業務の普遍化を確保します。

(3) 重大な事態が発生した場合、即座に対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会を原則月1回開催し、経営に関する重要事項について、審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督を行います。

(2) 毎月開催する経営会議において、各事業部門、子会社の月次業績のレビューと効率化に向けた改善策を審議します。

(3) 取締役の職務の執行については、組織規則、業務分掌規則、職務権限規則において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を確保します。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 関係会社管理規則に基づき、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については当社に報告を求めるこことにより、子会社の経営管理を行います。

(2) 子会社の監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監査します。

(3) 内部監査室が子会社に対する内部監査を実施し、その結果を子会社の取締役及び当社の社長に報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令できるものとします。

(2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けない体制とします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告します。

(2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告します。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることがあります。

(2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることがあります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たず、毅然たる態度で臨むものとします。

また、対応窓口を総務部とし、顧問弁護士、警察当局及び外部専門機関と連携強化を図り、関連情報の収集や速やかに対応できる体制を構築します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

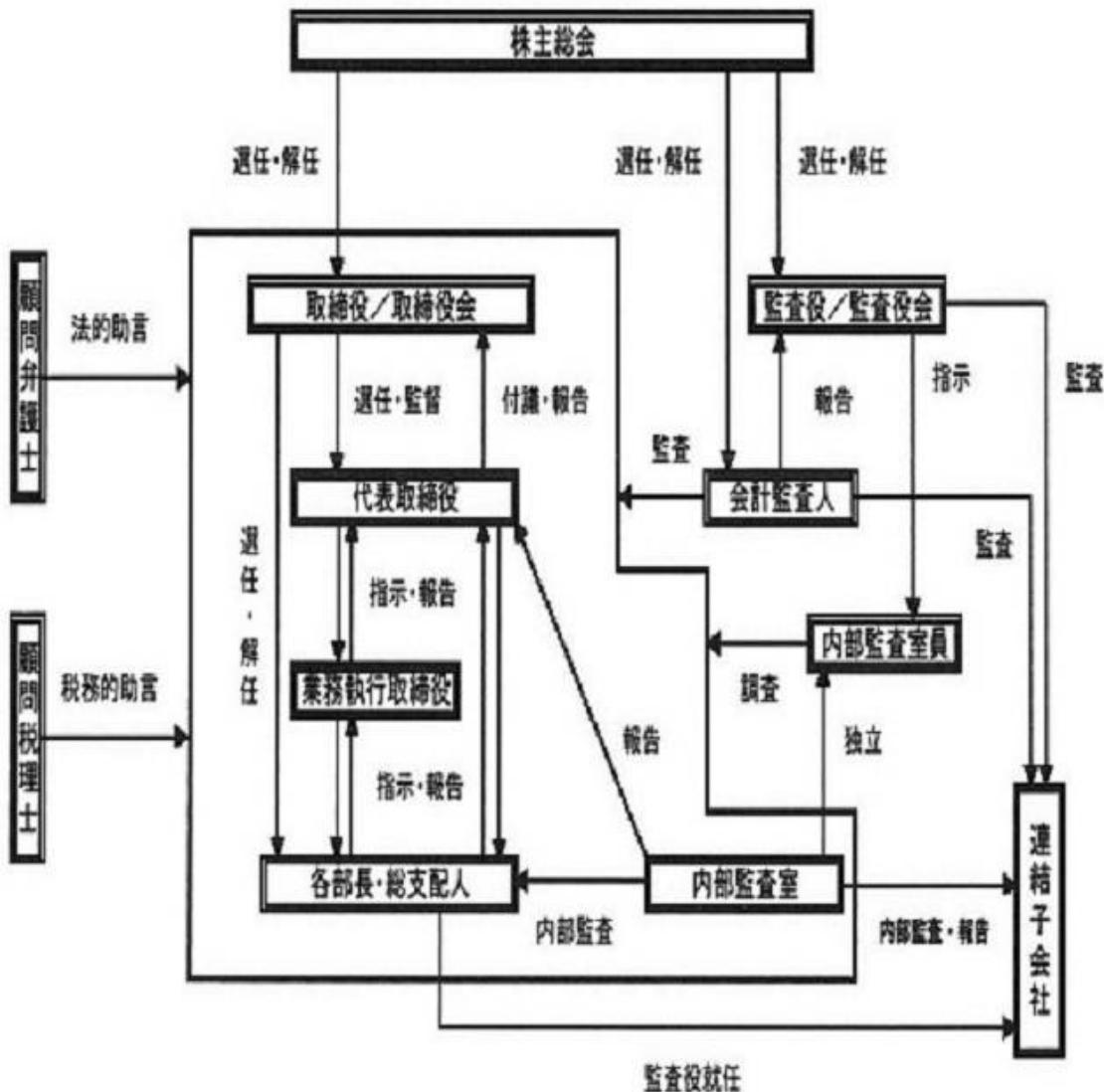
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要につきましては、別紙「会社情報の適時開示に係る社内体制概要図」(模式図)をご参照ください。

コーポレート・ガバナンス体制図



会社情報の適時開示に係る社内体制概要図

